

伝統的建造物群保存対策費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成6年7月8日
平成20年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、伝統的建造物群の所在する市町村が行う当該伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、市町村とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、伝統的建造物群が所在する地区に関する次に掲げるいずれかの事業とする。

(1) 伝統的建造物群保存対策調査

- ・歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査
- ・伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査
- ・伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定

(2) 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定

- ・重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定に必要な水系・地質・家屋等調査
- ・重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 調査経費
- イ 保存対策・防災計画策定経費
- ウ 測量、図化等経費
- エ 調査報告書印刷経費

(2) その他の経費

- 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあつては、補助対象経費の5分の4とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明				
伝統的建造物保存対策調査事業	調査経費	伝統的建造物群 保存・防災対策 調査費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 〇〇保険 調査謝金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	協議会等				
	保存・防災 対策策定経費					共 済 費 報 償 費	旅 費	普通旅費 費用弁償 特別旅費 消耗品費 会議費 印刷製本費 通信運搬費 測量費 図面作製費 〇〇調査費	調査旅費 会議出席旅費, 調査旅費 会計年度任用職員を含む 指導旅費
	測量, 図化等 経 費								
調査報告書 印刷経費	需用費	需用費	印刷製本費	概報印刷分を含む					
	事務経費	事務費	旅 費 需用費 役 務 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	連絡旅費 技官指導旅費 郵便, 電信電話料等				
	その他の経費								